

被災された皆様へ

このたびの大雨で被災されました皆様に、心からお見舞い申し上げます。市では、皆様の一日も早い生活の再建に向けて、取り組みを進めております。
次の事項についてお知らせいたします。

1. 被災ごみ（生活環境課：66-1005）

非常時ではありますが次のとおり分別にご協力をお願いします。順次業者が回収します。

①可燃ごみ（可燃ごみ集積所に出してください）

②不燃ごみ、③粗大ごみ（家電製品も可）、④危険・有害ごみ

（不燃ごみ集積所または、自治会で決められた臨時集積所に出してください）

※自分で持ち出せない人は自宅の前でも結構です。

◆浸水や土砂により被災したごみ以外は、回収できません。

◆通常、市が回収しないごみは取り残します（ルールブックを参照してください）。

◆事業所のごみや農業ごみは回収できません。

2. し尿汲みとり（生活環境課：66-1064）

◆被災したトイレの汲みとりに順次伺います。希望される方はご連絡ください。

3. 浸水した家屋の消毒（生活環境課：66-1064）

◆地区ごとに自治会長・区長さんと日程調整のうえ、順次消毒に伺います。

◆ご自分で家屋の消毒を行われる方には、噴霧器と消毒液を貸し出します。

4. 泥土の処理（土木課：66-1053）

◆泥土のみを、土のう袋に入れて自宅の前に出してください。浸水地域を順次、業者が回収します。回収されない場合は、土木課へご連絡ください。

（事業所内の泥土は、回収できません）。

裏面あり

5. 土のう袋の配備（土木課：66-1053）

◆加佐分室、西支所、本庁に備え付けています。

6. 公営住居の一時入居（都市計画課：66-1050）

◆住宅の破損などにより、住めなくなった世帯にご相談ください。

7. 家屋等被災状況の調査（税務課：66-1027）

◆被災されたお宅の現地調査に市職員が伺います。

◆罹災証明の発行については、調査終了後となりますのでご了承ください。

8. 生活物資の相談（市民課：66-1006）

◆被災された方に対する生活物資の貸出しなどの相談をお受けします。

9. 水道修理（上下水道部お客様サービス課：66-1028）

◆蛇口など給水装置の修理を行う工事業者を案内します。

10. 下水道修理（上下水道部お客様サービス課：66-1028）

◆水洗便所など排水設備の修理を行う工事業者を案内します。

11. 中小企業災害特別相談窓口の設置（観光商業課：66-1024）

◆7月9日～7月23日の土・日曜日、祝日を除く8時30分～19時に、被災により事業活動に影響を受けた中小企業の方を対象に特別相談窓口（観光商業課内）を開設します。

12. 健康についての相談（健康づくり課（保健センター）：65-0065）

◆健康について不安や相談がある場合に、市の保健師などが相談・問い合わせに対応します。

災害についてのお問い合わせ

◆加佐地域 加佐分室相談窓口（加佐分室内：83-0014）

開設日：7月9日（月）

開設時間：8時30分～19時

◆その他の地域 市役所災害対策本部（危機管理・防災課内：66-1089）